

七尾市 認定こども園入園のしおり

【お問い合わせ先】

〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地
七尾市健康福祉部 子育て支援課 保育支援グループ
電話 0767-53-8419

※平成30年1月4日からパトリア3階に移転予定です。
(電話番号の変更はありません)

1 認定こども園とは

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用が可能で、集団活動、異年齢交流に大切なこども集団を保ち、すこやかな育ちを支援します。

2 入園基準

(1) 支給認定の種類

認定こども園に入園するには、入園申込みのほか、認定(「支給認定」といいます。)を受ける必要があります。支給認定は子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号認定から3号認定までの3つに区分され、支給認定区分によって利用できる時間が異なります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園

※就労等による保育の必要性がない子どもで、認定こども園に入園するときは、1号認定を受けていただきます。

(2) 保育を必要とする事由

2号認定または3号認定を受けるには、保護者が次(①~⑩)のいずれかの事情に該当し、子どもを保育できない場合です。また、ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などは保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイムなど、基本的にすべての就労を含む)
- ② 妊娠、出産(出産予定月とその前後2ヶ月で最大5ヶ月)
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑦ 虐待やDVのおそれがあること

- ⑧ 出産後、育児休業を取得するが、児童が既に保育を利用しており、児童福祉の観点から園を継続して利用する必要があること
- ⑨ 求職活動（起業準備を含む）
- ※ 求職活動中を理由に入園することはできますが、保育の実施期間は3ヶ月となります。
この間は、求職活動の状況を確認させていただきます。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によって原則として下記のように「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間＋必要に応じた延長保育
保育短時間（パートタイム就労相当）	1日最大8時間＋必要に応じた延長保育

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間です。

3 支給認定及び入園申し込み

(1) 4月1日入園申し込み

平成30年4月1日の入園申し込みについては、平成29年11月6日（月）～平成29年12月22日（金）の期間に一齐受付をしています。

申込期間を過ぎた場合であっても、保護者の就職が決るなど入園の必要性が生じた場合には子育て支援課へご相談ください。

認定こども園入園申込書等の様式は、各認定こども園にあります。

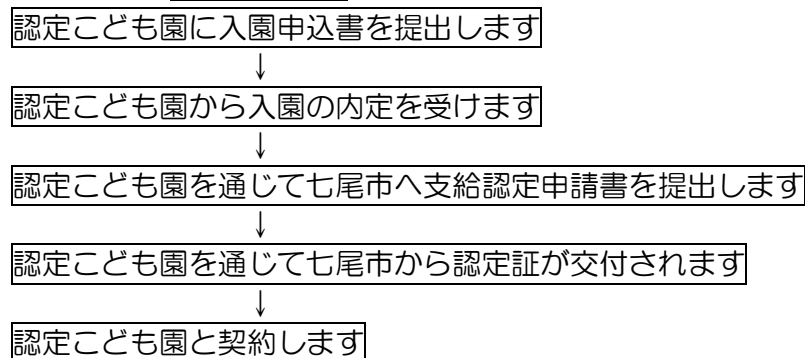
(2) 支給認定申請書の提出

入園申込書に併せて、支給認定申請書を提出していただく必要があります。

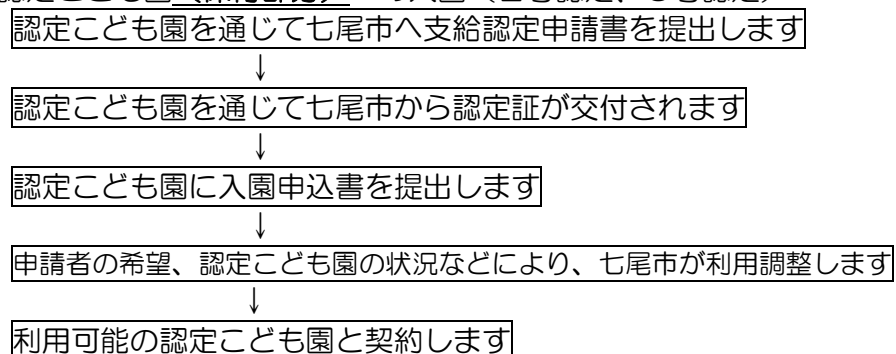
申請書等必要書類を子育て支援課または、各認定こども園に提出してください。

・入園までの流れ

(1) 認定こども園（教育部分）への入園（1号認定）



(2) 認定こども園（保育部分）への入園（2号認定、3号認定）



※支給認定申請書と入園申込書は同時に提出することができます

(3) 年度途中の入園申し込み

年度途中からの入園申し込みは、随時受付を行っています。入園を希望する日の10日前までに子育て支援課又は各認定こども園へ支給認定申請書ならびに、認定こども園入園申込書等の必要書類を提出して下さい。

※書類の不備等がある場合は、希望する日に入園できないことがあります。

4 申込必要書類

(1) 支給認定申請書

平成28年1月からマイナンバー制度が始まったことにより、支給認定の申請の際に、マイナンバーカード（通知カード）の記載及び提示、申請をする保護者の本人確認が必要になりました。

マイナンバーカード（通知カード）の提示対象

- ・入園する児童
- ・保護者（父、母）※申請の際、申請書を提出する保護者の本人確認（運転免許証など）が必要です。

(2) 入園申込書（入園願書）

(3) 家庭で保育ができないことを証明する書類（2号認定または3号認定を受ける方のみ提出）

保育できない理由	必要書類
就労	就労（内定）証明書 自営就労申立書
妊娠、出産（通園期間は出産予定月とその前後2カ月で最大5カ月）	母子健康手帳（表紙、出産予定日欄）の写し
保護者の疾病、障害	診断書の写し 又は 病院の領収書 身体障害者手帳、療育手帳等の写し
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	診断書の写し 又は 病院の領収書 身体障害者手帳、療育手帳等の写し 介護保険被保険者証（要介護度がわかる部分）の写し
災害復旧	罹災証明書
就学	在学証明書 又は 学生証の写し等 及び時間割、就学期間を確認できるものの写し
虐待やDVの恐れがある	個別に相談
育児休業中（在園児のみ）	育児休業期間を証するものの写し
求職活動（起業準備を含む） ※求職者は3ヶ月以内の就労を 目途とする	求職中の入園申込誓約書 求職活動支援機関等利用証明書 ※就労開始後、速やかに支給認定申請書、就労（内定）証明書及び自営就労申立書を提出して下さい。求職活動の状況を確認するため、「求職活動状況報告書」を提出していただく場合があります。入園後退職した場合も求職中と同様の取扱いとなります。

(4) 保育料算定のための書類

1 所得課税証明書

子どもの保護者等で、市内に住所がない方または七尾市以外で市町村民税を納税している場合や市外から転入してきた方（1月1日の住所地の市町村で発行）

※添付がない場合は、保育料が最高額となる場合があります。

2 身体障害者手帳等（身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書）の写し

世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合

3 在学証明書等在学中であることが証明できるもの）の写し

別居していて主に保護者からの仕送りによって生活している子がいる場合

※在学していない場合は子育て支援課へお問い合わせください。

5 保育料

(1) 保育料の決定

保育料は、市町村民税額に基づき算定されます。

4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額に基づいて算定します。

なお、保育料については、決定次第お知らせします。

父母に一定の所得がない場合は、同居の祖父母のうち所得が多い方を家計の主宰者として市町村民税を合算し、保育料を決定します。

また、所得の状況を申告していない場合は、保育料が最高額となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 保育料の納付方法

保育料は、入園した日から認定こども園に在園している期間の間、毎月納入していただきます。

認定こども園では、七尾市が決定した保育料を入園している各認定こども園に直接納入していただきます。

納入方法等については、各認定こども園へお問い合わせください。

(3) 保育料以外の費用負担

教材費や給食費など、保育料とは別に必要な費用があります。各認定こども園へお問い合わせ下さい。

6 支給認定及び利用の決定

提出していただいた支給認定申請書に基づき、支給認定を行い、認定証を交付します。その後入園基準に該当しているかを総合的に判断して入園が決定されます。

7 支給認定等の内容に変更が生じた場合

保育の必要性（就労、求職活動など）や保育の必要量（標準時間、短時間）、家族構成など、支給認定の内容や支給認定申請書の内容に変更が生じた場合は、内容変更の申請書及び添付書類を提出していただく必要があります。

認定こども園又は子育て支援課へご連絡ください。